



マイスマイル農業合理化研究会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、マイスマイル農業合理化研究会と称する。

(目的)

第2条 本会は、すべての農業に関する作業等を見直し、肥料、農薬、農業機械等のコスト削減をお互いに研究し、その成果を農業に生かし、互いの資質向上と営農合理化の推進を目的とする。

また、その目的達成のために農林水産省の水田経営所得安定対策に加入し、NPO法人「日本GAP協会」の手法を取り入れ、環境に配慮し「食の安全」に寄与する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、白河市東工業団地北11番地 白河精米工業株式会社に置く。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため次の研究を行う。

- (1) 施肥の合理化と土づくり推進の研究を行う。
- (2) 農業機械の共同利用による作業合理化を推進する。
- (3) 農薬の削減を目的としてIPMのレクチャーを専門家から受ける。
- (4) 化石燃料削減のために農作業全般を見直しその達成のためにあらゆる努力を行う。
- (5) 上記達成のためにNPO法人「日本GAP協会」の指導員の指導を受ける。

第2章 会員

(会員及び賛助会員の資格)

第5条 第2条に定める目的に賛同する農業者は、すべて本会の会員となることができる。

2 本会は、正当な理由がない限り農業者の加入を拒んではならない。

3 法人、組合等の団体は、総会で表決権を有しない賛助会員になることができる。

(会費)

第6条 会員又は賛助会員は、定める会費を納入しなければならない。会員 10,000円、賛助会員 30,000円、不足分は都度実費徴収とする。

(入会)

第7条 第2条に定める目的に賛同する農業者で本会に入会しようとする者は、会長に届け出なければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由を拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

- (1) 第2条に定める目的に賛同しなくなった場合。
- (2) 本人より退会届が会長に提出された場合。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 会計 1人
- (4) 監事 1人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること
- (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要であると認めるときは、総会の招集を請求すること

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第4章 総会

(総会の種類)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会機能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決

する。

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後1箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 全会員の2分の1以上から会議の目的にたる事項を示して請求があったとき
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第21条 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決委任することができる。

2 前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席数
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二名以上が署名押印しなければならない。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の機能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員のうち2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があった日から20日以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日まえまでに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条、及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、担保に供する場合には、総会において2分の1以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第32条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第33条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業の報告及び決算)

第34条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月1日に終わる。

第7章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第36条 この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得なければ変更することができない。

(解散)

第37条 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の2分の1以上の議決を得て、分配するものとする。

第8章

(備付け帳簿及び書類)

第39条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備えておかななければならない。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記等に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事に関する書類
- (5) 収支に関する帳簿及び財産目録等資産の状況を示す書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

(細則)

第40条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、細則で定めるものとする。

附則

1 この規約は平成21年1月1日から施行する。

マイスマイル農業合理化研究会会員名簿

平成 21 年 1 月 1 日現在

矢 内 照 美	白河市関辺吉ヶ沢 132	22-6825	会 長
大 輪 幹 夫	白河市舟田 87	22-6825	副 会 長
野 木 富士男	中島村滑津元村 61	52-2320	会 計
緑 川 和 夫	白河市関辺瀬戸谷地 135	22-6647	監 事
佐 川 家 光	白河市関辺川前 7	27-3192	
菊 地 一 朗	白河市関辺中道上 17	22-7716	
近 藤 幸二郎	白河市表郷堀之内字堀ノ内 191	32-2568	
野 木 幸 重	中島村滑津御蔵場 15	52-2868	
片 野 儀一郎	白河市桜町 147	22-3151	GAP 指導員
白河精米工業(株)	白河市東工業団地北 1 1	34-3383	賛助会員
農家の店 つくしんぼ	白河市関辺字上の台 106	22-6777	賛助会員
菅 野 とし子	白河市東工業団地北 1 1	34-3383	事務担当